## 佐賀県規則第18号

佐賀県調理師法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県調理師法施行細則(昭和34年佐賀県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第1号(第3条関係)	様式第1号(第3条関係)
略	略
注 <u>1</u> 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。	注 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかに より記載してください。
2 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の 共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州 各県で使用できます。	
様式第2号(第3条関係)	樣式第2号(第3条関係)
略	略
注 1~3 略	注 1~3 略
4 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の 共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州	
<u>各県で使用できます。</u>	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。